

## 公益財団法人高知県消防協会表彰規程

(総 則)

第1条 公益財団法人高知県消防協会定款第4条第3号の表彰は、本規程による。

(表彰の区分)

第2条 前条の表彰は、次の区分による。

- (1) 表彰旗 ア 消防機関にして規律厳粛で各般の施設充実に成績優秀にして他の亀鑑であるもの  
イ 消防機関にして水火災その他の災害の現場において功労抜群の活動をなし、他の亀鑑であるもの
- (2) 竿頭綬 消防機関にして平素よく火災の予防に努め、一定の期間無火災状態を持続したもの
- (3) 功労章 正会員にして水火災その他災害の現場において危険を冒して功労抜群の活動を為し他の模範である者
- (4) 功績章 ア 正会員にして10年以上勤務し、規律厳正、技能熟達し、率先よく消防の使命を尽瘁し、功績顕著で他の模範である者  
イ 正会員にして勤務上特行寄篤であった者
- (5) 勤続章 正会員にして20年以上勤務し、成績優秀にして他の亀鑑である者
- (6) 顕彰状 正会員にして消防任務の遂行中殉職した者
- (7) 感謝状 ア 消防長5年以上、その他の団員、職員10年以上在職して退職し、在職中消防の使命を全うし成績優秀であった者  
イ 正会員以外の者又は消防機関にあらざる団体にして消防上特に功労のあった者

2 前項第7号の感謝状には金品を併せて贈与することができる。

(表彰者名)

第3条 表彰は総て会長の名において行う。

(表彰の具申)

第4条 市町村長(又は消防長)は第2条の表彰に該当する場合は、その事実を調査して、別に定める様式により会長に具申しなければならない。

(表彰の審査・選考)

第5条 表彰は、前条の具申に基づき理事会で審査選考のうえ行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。